

## 災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定実施細目

島根県（以下「甲」という。）、島根県企業局（以下「乙」という。）及び社団法人島根県管工事業協会（以下「丙」という。）は、平成20年3月12日付けで締結した「災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協議のうえ、以下のとおり定める。

（対象施設等）

第1条 この協定において応急復旧等の対象とする水道施設等は以下のとおりとする。

- (1) 市町村又は一部事務組合が管理する水道施設（県担当課：薬事衛生課）
- (2) 市町村が管理する下水道施設  
（県担当課：下水道推進課、農村整備課、漁港漁場整備課）
- (3) 県が管理する下水道施設（県担当課：下水道推進課）
- (4) 県が管理する水道施設（県担当課：企業局施設課）
- (5) 上記の(1)から(4)に付随する施設等

（要請手続）

第2条 協定第2条第2項による要請は、次の事項を明らかにして、「災害時における水道施設等の応急復旧等要請書様式」（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 要請機関
- (2) 被災した施設
- (3) 被災状況等
- (4) 応援要請の内容
- (5) 必要な資機材および人員
- (6) 応援を求める期間
- (7) その他、応援に関して参考となる事項

2 協定第2条および第6条の要請に関する連絡責任者は、甲においては島根県総務部消防防災課長、乙においては島根県企業局施設課長、丙においては社団法人島根県管工事業協会事務局長とする。

ただし、島根県災害警戒本部又は島根県災害対策本部の設置後においては、適宜、島根県災害警戒本部又は島根県災害対策本部における連絡責任者を定める。

（報告）

第3条 協定第3条による応援終了時の報告は、「災害時における水道施設等の応急復旧等の応援終了報告書」（様式第2号）によるものとする。

（資料の交換）

第4条 協定第7条の規定により交換する資料は、以下のとおりとする。

- (1) 連絡名簿（甲、乙、丙）
- (2) 丙の会員名簿（丙）
- (3) 被災時に必要となる資機材の保有状況（丙）
- (4) 施設の概要等に関する資料（甲、乙）

平成20年3月12日

甲 島根県松江市殿町1番地  
島根県総務部消防防災課長

山根 正巳

乙 島根県松江市殿町8番地  
島根県企業局施設課長

高橋 俊治

丙 島根県松江市学園南二丁目20番8号  
社団法人島根県管工事業協会  
事務局長 大谷 孝夫

災害時における水道施設等の応急復旧等要請書

社団法人島根県管工事業協会  
会長 様

「災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定」第2条に基づき、以下のとおり応援を要請します。

平成 年 月 日

島根県知事  
( 課)

1. 要請機関	部 課 名	
	担 当 者 名	
		Tel _____ Fax _____
2. 被災施設	施 設 名 (施設種類)	( _____ )
	被 災 場 所	市 町
3. 被災状況等		
4. 応援要請の内容		
5. 必要な資機材及び人員		
6. 応援を求める期間		
7. その他、応援に関して参考となる事項		
協会記載欄	・対応の可否(対応可能・対応困難・その他( _____ )) ・対応事業者 ( _____ 支部) (Tel) _____ (Fax) _____	



災害時における水道施設等の応急復旧等の応援終了報告書		
<p>島根県知事 様 (□□□□□課) 「災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定」第3条に基づき、以下のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県管工事業協会 会長</p>		
1. 要請機関	機 関 名 部 課 名	
2. 被災施設	施 設 名 (施設種類)	( )
	被災場所	市 町
3. 被災状況等		
4. 応急復旧の内容		
5. 使用した機材、人員等		
6. 応援を行った期間	月 日 ~ 月 日 ( 日間)	
7. その他		